

## 電子契約導入に関する質問への回答

質 問	回 答
単価契約などはどうなりますでしょうか？	単価契約の契約書も対象になります。
議会案件の契約はどうなりますでしょうか？	<p>議会案件の契約書も対象になります。</p> <p>但し、議会において可決された旨の通知（議決通知）は従来通り書面で通知します。</p> <p>なお、契約保証が必要な案件については、契約保証の金額等を記載した契約書をアップロードする必要があるため、仮契約時点で契約保証の種類を確認させていただきます。</p>
J V 契約の場合利用申出書は会社数必要でしょうか？	<p>J V で契約する場合は、「電子契約利用申出書（共同企業体用）」1枚をご提出ください。様式は市HPに掲載しております。</p> <p>提出にあたっては、「最終確認者（契約締結権限者）」（必須）は必ず代表構成員の契約締結権のある者とし、構成員を電子契約の同意者に含める場合は「確認者」（任意）として設定してください。</p> <p>利用申出書様式にも【留意事項】を記載しておりますので、併せてご確認ください。</p>
既に紙契約している案件について、6月1日以降変更契約する場合は、電子契約も選択可能なのでしょうか？	可能です。
経営審査の際に県へ契約書の提出をするときは印刷をして提出することが可能なのか。また印刷をした契約書は工事契約書として認められるのか。	<p>茨城県土木部監理課建設業担当に確認したところ、電子契約で締結した契約書でも、印刷したものを提出すれば問題ないとの回答でした。</p> <p>詳しくは提出先の各担当にお問合せください。</p> <p>なお、電子契約締結完了後にお知らせメールが届きますので、契約書データを保管していただければ、いつでも印刷が可能です。</p>
工事落札後、電子契約希望の場合、電子契約利用申出書の届けは工事ごとに毎回提出が必要になりますか？	<p>契約案件ごとに、その都度利用申出書のご提出をお願いいたします。</p> <p>案件ごとにご希望が異なる場合も想定されることや、メールアドレス・契約締結権限者・担当者などが随時変更となる可能性があるためです。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。</p>